

令和2年（2020年）4月28日

保育施設等をご利用中の保護者の皆様へ

横須賀市長 上地 克明

新型コロナウイルス感染拡大防止のための更なる登園自粛等のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月8日から5月6日までご家庭で保育が可能な方につきましては、登園自粛のご協力をお願いしているところですが、今後、緊急事態宣言が解除されるか不透明な状況にあるため、以下のとおり期間を延長し、更なる自粛の協力をお願いいたします。

保育所等は、社会生活に必要な事業活動を支えるため原則開所としていましたが、保育という業務の性質上、いわゆる「3密」をなくすことは困難であり、現場の保育士の皆様の負担も大きなものとなっています。そのため、保護者の皆様におかれましても感染拡大防止と保育施設機能の維持のため、ご協力をお願いいたします。

1 登園自粛をお願いする対象者

園児の両親がともに下記職業要件に該当しない保護者の子。

なお、以下の職業に当てはまらない場合であっても、ご家庭での保育が困難な状況にある方は、個別に保育園等にご相談ください。

- ① 医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）
- ② ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）
- ③ 福祉施設等の従事者（高齢者施設、障がい者施設、保育所等）
- ④ 生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）
- ⑤ その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等）

※上記の職業要件に該当されている方についても、可能な限り時間短縮や必要最小限のご利用にご協力いただけますようよろしくお願いします。

2 登園自粛をお願いする期間

令和2年（2020年）4月8日（水）から5月31日（日）まで

※今後の緊急事態宣言の内容により、再度、自粛期間を変更する可能性があります。

3 保育料及び給食費について

保育料についてはこれまでどおり、登園自粛中の欠席（登園自粛）分は、日割り計算により減免し後日返金する予定です。

5月分の給食費の取り扱いにつきましては、各園により設定金額や積算方法が異なりますので、後日、各園からお知らせします。

4 4月新入園に伴う育児休業からの復職及び求職期間等の取扱いについて

① 育児休業からの復職予定の方

勤務先との調整の結果、「育児休業からの復職日」を延期し家庭での保育ができる場合は、復職日を7月1日まで延長することを認めます。

※以前は、会社都合の場合のみの措置でしたが緊急事態宣言を受け、方針を変更しています。

延長された場合は、今まで通り復職後、復職証明の提出をお願いします。延長する旨の連絡などは保育課へは必要ありません。保育園と調整してください。

② 求職活動中の方

求職活動を休止しご家庭で保育をする場合は、9月1日まで就労開始日を延長することを認めます。

延長された場合も保育課への連絡は必要ありません。今まで通り就労決定後、変更申請と雇用証明書の提出をお願いします。

※4月新入園児以外で、現在求職活動中の方で、ご家庭での保育をすることにより求職活動を休止し認定有効期間内に就労開始ができない場合は、個別に保育課までご相談ください。

(問い合わせ先 横須賀市 保育課 046-822-9728)